

# 新富町商工会が実施する商工業者への支援をご案内します

令和2年4月28日 新富町商工会

## (1) 雇用を維持するための支援

### ① 雇用維持支援

新富町商工会に社会保険労務士を週2回程度配置する体制をつくり、雇用調整助成金申請や雇用に関する相談ができるようにします(事前連絡必要)。またその社会保険労務士に雇用調整助成金の手続を依頼した際には、申請手数料を商工会が負担します。

【参考：国「雇用調整助成金」について】

国	雇用調整助成金	対 象	① 新型コロナウイルスの影響により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者の雇用維持を図るために「雇用調整」を実施する事業主、②雇用保険適用事業主
		支 援 内 容	休業を実施した場合の休業手当(対象労働者1人当たり8,330円が上限)
		相 談 窓 口	宮崎労働局 職業対策課 助成金センター (0985-61-8288)

## (2) 事業を継続するための支援

### ① 事業継続支援

国の持続化給付金の対象にならない事業者においても、減収が影響し事業継続が困難になる恐れがあることから、一定以上の売上高減少がみられる事業者にも助成金を支給します。助成額30万円(1事業所1申請限り)

受給要件：※1 令和2年1月から12月までのいずれかの月に売上高が前年同月比30%以上減収となった事業者。

※2 新富町商工会会員又は加入資格を有する事業者で町税に滞納がないこと。

※3 国県の給付金の交付を受ける事業所は対象外となります。

【参考：国県の給付金】(いずれの事業も国県の予算が確定してからの実施になります。)

国	持続化給付金	対 象	令和2年1月から12月のうち、令和元年の同月比で売上が50%以上減少した事業者
		給 付 額	法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分が上限
		相 談 窓 口	中小企業 金融・給付相談窓口 (0570-78-3183) (平日・休日9:00-17:00)
県	小規模事業者事業継続給付金	対 象	令和2年1月から4月のうち、令和元年度の同月比で売上が75%以上減少した小規模事業者
		給 付 額	1事業者20万円
		相 談 窓 口	未定

### ② 家賃補助

町内の商工業者で家賃を支払っている事業者のうち減収などの影響がある事業者に対して、家賃5万円以下は100%、家賃5万円を超える場合はその80%(上限10万円：ただし家賃5万円～62,500円の場合は5万円とする。)を月毎に給付します。状況に応じて、最長3カ月分を助成します。

受給要件：※1 営業活動を行う物件の賃貸料を支払っており、減収などの影響がある事業者。

※2 町内に事業所を有する商工業者で、町税に滞納がないこと。

※3 現在国の助成制度が検討されているので、その対象となる場合は別途協議します。

【参考：国の補助】

現在(4月28日)、国で家賃補助に関して制度設計が議論されつつあります。6月以降の給付については、国の動向をみながら、国の助成対象事業者となった事業者については、町の助成を国の助成に差し替えるなど、別途協議させていただきます。

### ③ 水道基本料補助

町内の商工業者で、営業自粛に応じて休業する事業者、及び自主休業する事業者、または時短営業を行う事業者に対して水道料の基本料金を補助します。

最大4か月分【第2期(5・6月分)及び第3期(7・8月分)】を、5月から6月に1回目の休業届を提出した事業者には第2期分の水道基本料金を、7月以降に同届を提出した事業者には第3期分の水道基本料金を商工会で負担します。

受給要件：※1 新富町商工会員又は加入資格を有する事業者で町税に滞納がないこと。

※2 休業届または営業時間短縮・自主休業届をそれぞれにおいて提出をお願いします。

### ④ 宿泊業者支援金

予約キャンセルが相次ぎ、特に経営状況が深刻な宿泊業者を支援するため、損失額の一部を補助します。今年の3月と昨年の3月の差額(損失額)のうち上限20万円を補助します。

受給要件：※1 令和2年3月の売上高が前年3月と比較して30%以上減少した宿泊事業者

※2 町内に事業所を有すること。町税に滞納がないこと。

### (3) 休業等に対する協力金

#### ① 休業協力金

国の緊急事態宣言を勘案し、町が営業自粛をお願いした深夜の接客を伴うスナックやカラオケボックスなど、夜間営業でアルコールなどを提供し、長時間にわたって3密が発生するような店舗のみなさんが営業自粛に協力をいただいた場合に、以下の協力金を交付します。

給付内容：4月25日（遅くとも4月29日）から5月6日までに午後5時以降に全日休業を実施した店舗 協力金30万円

受給要件：※1 町からの営業自粛依頼があった事業者で、上記期間に全日休業を実施した事業者

#### ② 「3密」防止協力金

居酒屋などの夜間営業でアルコールなどを提供し、長時間にわたって3密が発生する恐れがある飲食業のみなさんが営業時間の短縮を実施していただいた場合に、以下のとおり協力金を交付します。またこれにより影響を受ける代行運転業、タクシー業の事業者の方にも協力金を交付します。

給付内容：4月29日から5月6日までに時短営業（20時以降の営業を休止）した店舗 協力金20万円

受給要件：※1 町から時短営業依頼があった事業者で、上記期間中に営業時間短縮もしくは自主休業を実施した事業者

※2 町内に事業所のある代行運転業、タクシー事業者（時間短縮等は必要ありません）

### (4) その他の支援

#### ① 緊急小口資金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に貸付を行う制度があります。

貸付要件：収入減少により生活に要する費用が不足するとき

貸付上限：特定の場合20万円以内 その他の場合10万円以内 相談窓口：新富町社会福祉協議会（電話33-4213）

#### ② その他の融資制度

各種融資制度を紹介します。現在国・県の融資制度についても制度改正が準備されていますので、その情報もご確認ください。

制度	前年売上高減少率	前年売上高減少率	融資利率	保証料率	融資限度額	融資期間	詳細のご相談先	
宮崎県 中小企業 融資制度	新型コロナウイルス 感染症緊急 対策貸付	セーフティネット保証4号	20%以上減少	年0.7%～年1.2%	年0%	運転資金:5,000万円 (組合は8,000万円)	10年以内 (うち据置期間 は2年以内)	宮崎県商工 観光労働部商工 政策課経営金 融支援室 0985-26-7097  宮崎銀行 新富支店 0983-33-2121 高鍋信用金庫 新富支店 0983-33-2222
		危機関連保証	15%以上減少					
		セーフティネット保証5号	5%以上減少	年0.9%～年1.4%	年0%			
		一般	3%以上減少					
	セーフティネット・危機 関連貸付(4号)	20%以上減少	年0.8～年1.3%	年0% 新富町が保 証料を補助し ます。詳細は 役場産業振 興課まで 0983-33- 6029	運転資金:3,000万 円(組合は8,000万円) 設備資金:5,000万 円(組合は8,000万円)	運転資金:7年 以内(うち据置期 間12月以内) 設備資金:10 年以内(うち据置 期間18月以内)		
	セーフティネット・危機 関連貸付(5号)	5%以上減少	年1.0%～年1.5%					
信用保証協会融資制度	セーフティネット4号・危 機関連保証	20%以上減少	金融機関の定める利率	2億8,000万円 (8,000万円までは無 担保)	10年以内(据 置1年以内) ※危機関連保 証は据置2年 以内	宮崎銀行 新富支店 0983-33-2121 高鍋信用金庫 新富支店 0983-33-2222		
	セーフティネット5号	5%以上減少						
日本政策金融公庫	新型コロナウイルス感 染症特別貸付中小事 業	5%以上減少	基準金利1.11%当初3年 間0.21%(要件を満たせば 当初3年間利子補給あり)	3億円	15年以内(うち据 置期間60月以 内) 設備資金:20 年以内(うち据 置期間60月以 内)	日本政策 金融公庫 宮崎支店 0985-23-3274		
	新型コロナウイルス感 染症特別貸付国民生 活事業		基準金利1.36%当初3年間 は0.46%(要件を満たせば当 初3年間利子補給あり)					
	生活衛生 新型コロナウイルス 感染症特別貸付		基準金利1.36%当初3年間 0.46%(要件を満たせば当初 3年間利子補給あり)					

#### ③ 公共料金等の支払い猶予について

電気・ガス・税などの支払い猶予に関する制度もありますので、それぞれ関係機関にお問い合わせください。

相談先 新富町商工会 電話 0983-33-1231

住所 新富町富田南1丁目112番地2 ※「(4) その他の支援」は各相談窓口にご連絡ください